

## 全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の決定について（案）

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり決定する。

### 1. 都道府県単位保険料率

北海道	9.42%	滋賀県	9.33%
青森県	9.35%	京都府	9.33%
岩手県	9.32%	大阪府	9.38%
宮城県	9.34%	兵庫県	9.36%
秋田県	9.37%	奈良県	9.35%
山形県	9.30%	和歌山県	9.37%
福島県	9.33%	鳥取県	9.34%
茨城県	9.30%	島根県	9.35%
栃木県	9.32%	岡山県	9.38%
群馬県	9.31%	広島県	9.37%
埼玉県	9.30%	山口県	9.37%
千葉県	9.31%	徳島県	9.39%
東京都	9.32%	香川県	9.40%
神奈川県	9.33%	愛媛県	9.34%
新潟県	9.29%	高知県	9.38%
富山県	9.31%	福岡県	9.40%
石川県	9.36%	佐賀県	9.41%
福井県	9.34%	長崎県	9.37%
山梨県	9.31%	熊本県	9.37%
長野県	9.26%	大分県	9.38%
岐阜県	9.34%	宮崎県	9.34%
静岡県	9.30%	鹿児島県	9.36%
愛知県	9.33%	沖縄県	9.33%
三重県	9.34%		

### 2. 適用時期

平成 22 年 3 月分（任意継続被保険者にあつては、同年 4 月分）の保険料額から適用